

「寄付」なのに断れない 自治会の集金、住民の悩みの種
(朝日デジタル 2016年2月7日 22時44分)

~~~~~  
自治会費が募金に

「町内会には寄付という名の強制金がある。断る勇気がない人もいる」。昨年9月下旬、朝日新聞のフォーラム面で「自治会・町内会」の特集を始めてすぐ、松山市の女性(50)からこんなメールが寄せられた。

アンケート結果：自治会・町内会は必要？不要？

家は転勤族で7年前に引っ越してきた。この地域は、代々この地に暮らす旧住民と、一家のような新住民が入り交じっている。

入会時に町内会から6万円を求められ、驚いた。地区の組長に聞くと、集会所の負担金と言われた。以前住んでいた愛知県春日井市では、自治会の入会金は2千円だった。

ほかにも町内会から支払いを求められることが多かった。例えば、地区の社会福祉協議会(社協)の会費年300円、公民館の地元負担金年800円――。年2回ある地域の水路掃除に不参加の場合は1回2500円の「出不足金」が課されることもあった。

いずれも組長が家に徴収にやってきた。払わなくてもいいのかどうか。はっきり分からず、断りづらかった。「寄付は決まりです」と言われることもしばしば。寄付自体が嫌なのではない。途上国支援団体に月4千円を寄付している。「町内会に強制されるのはおかしい」と次第に断っていった。

退会を決意し、町内会長に伝えたが難色を示されたため、弁護士に相談した。内容と配達を証明できる形で退会届を郵送した。その後、町内会側からは音沙汰がない。

「新参者の自分だけでは町内会のやり方自体を変えることは困難。寄付の拒否や退会に踏み切りたいが、人目を気にして、できない人もいる」と感じている。

このほか、自治会に払った会費が気づかぬうちに寄付に充てられているという声も、朝日新聞に寄せられた。

「みんなが嫌な気持ち」集める側も負担

班長が各世帯を回って日本赤十字社の会費などを集めるやり方をやめた自治会が千葉県佐倉市にある。

14年前、当時自治会長だった内野光子さん(75)によると、市外から引っ越してきた女性が役員会でふと、「社協の会費って何？」と漏らしたことがきっかけだった。役員会で話題にしてみると、「集める人も、集められる人も、嫌な気持ちになる」とみな思っていたことがわかった。

そこで考えたのが大判の封筒を使う方法だ。誰がいくら入れたか分からないよう

に封筒のお金を入れるところだけ開けておき、隣の家に戻す。封筒の表には寄付するかどうか、金額も自由と書いた。

ただ、こうした方法が周りに広がっているわけではない。内野さんは、封筒方式を実現できたのは当時、役員10人のうち女性が6、7人を占めていたからだと思っている。「リタイア男性中心の『オヤジ自治会』や、同じ人が長く居座る『ボス自治会』では改革が難しい。役員に主婦がもっと入らないと変わらない」

## ■自治会費に一括するジレンマ

寄付や会費集めを自治会に依存するのは、他の方法では集まらない現実があるためだ。例えば毎年10～12月に行われる赤い羽根共同募金は、各世帯からの戸別募金が総額の7割を占め、法人募金は1割に過ぎない。

だが、中央共同募金会が2005年に実施した全国意識調査によると、寄付した際に「強制感を感じた」人は11%で、大半が戸別募金のとくと答えた。各世帯別に募金の金額の目安を示されることについても半数が「強制的に感じる」と回答した。

一方、自治会を通じた寄付は、寄付する側だけでなく、組長や班長ら集める側にも負担をかける。寄付金を会費から一括徴収する自治会が少なくないのは、その負担を軽くするためだ。しかし、自治会頼みでお金を確保できる半面、自発性が育まれない。そんな長年のジレンマが続いている。

(田中聡子、北村有樹子、大塚晶、池田良)